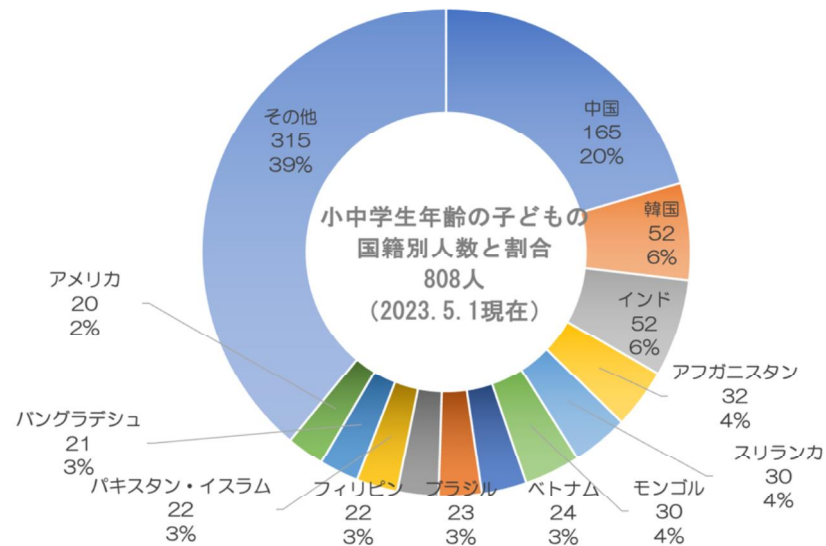


出典：第二次つくば市グローバル化基本指針



出典：学び推進課集計データ（グラフ化はあさの）

つくば市の外国人児童生徒の就学状況

項目 年度	義務教育諸学校	外国人学校	不就学	転居・出国	不明(把握できなかった人数)	住民基本台帳人数
2021	539	16	69	0	0	624
2022	624	11	0	1	81	717
2023						

出典：2021、2022年度については、文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果」の統計データ

<https://www.e-stat.go.jp/statistics/00400205>

不^せ就学⁰に向けた可児市の取組

(1) 住民課・多文化共生担当課との連携

- ① 住民課に住民票の届け（転入の届）が出された際には、教育委員会で就学手続きをするように確実に声掛け^{*1}をしている。（住民登録をした時点で、就学年齢の子どもがいる世帯には、居住地による指定学校の入学通知書が発行^{*2}される。）

外国人学校に就学予定の者については、その旨を教育委員会に情報共有する。どこにも就学する意思がない場合であっても、まずは教育委員会に引率する（住民課と教育委員会は同一の建物内に所在。）。

※1：転入者の日本語能力に応じ、②のように通訳がサポート。転入者に手渡す「転入セット」の中に、就学に関する資料も同封。

※2：住民登録を行うと自動的に入学通知書が発行されるシステム。

<学齢簿の作成について>

- ・ 住民課で基本情報を入力すると、教育委員会の端末で学齢期の子どもの情報のみを検索することができるシステムを活用して学齢簿を作成している。
→ 教育委員会窓口で提出していただいた就学願の情報（氏名や生年月日など）を学齢簿の様式に入力することによって、住所や世帯主、指定学校などが自動的に検索される仕組みになっている。

- ②多文化共生担当課に配置している通訳が手続きのサポートを行い、公立小中学校への就学手続きについても説明する。（多くの場合、通訳が住民課から教育委員会窓口へ引率する。）

- ③母国からの編入、他の市町村からの転入の外国籍児童生徒は、必ず就学願の手続きをし、教育委員会及び外国籍児童生徒コーディネーター^{*3}（ばら教室KANIに配置）が、ばら教室KANIへの通室の必要があるか否かの判断をする^{*4}。（入国及び転居をきっかけとする不^せ就学の未然防止）

※3：教育委員会のばら教室KANI（初期適応指導教室）に配置されており、同教室における日本語指導も行う。

※4：初来日の場合は自動的に通室に向けた面談日の設定を即時に行う。その他は様々なケースがあるが、例えば来日経験がある場合、子供も窓口に来ていれば、その場で簡単な日本語のやりとりを行い、必要性が感じられれば通室に向けた面談日の設定を即時に行う。

学校教育課

- (1) 学校の組織、編成、教育課程、学習指導、生活指導及び職業指導に関すること。
- (2) 学校の職員の内申その他の人事に関すること。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒(以下これらを「児童生徒」という。)の就学及び卒業に関すること。
- (4) 教職員及び児童生徒の保健、安全並びに厚生に関すること。
- (5) 学校図書館に関すること。
- (6) 教育の調査及び統計に関すること。
- (7) 学校安全に関すること。
- (8) 教育研究所に関すること。
- (9) 外国籍児童生徒の教育に関すること。
- (10) 児童生徒の就学援助に関すること。
- (11) PTAに関すること。
- (12) その他学校教育に関すること。

第11条 教育機関の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

学校給食センター

- (1) 学校の給食指導に関すること。
- (2) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (3) 学校給食センターの管理及び運営に関すること。
- (4) 給食費の経理に関すること。
- (5) 給食物資の発注及び受入に関すること。
- (6) 運営委員会に関すること。
- (7) 学校給食業務の委託に関すること。
- (8) その他学校給食に関すること。

教育研究所

- (1) 教育に関する各種の研究及び調査に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) スマイルグループ及び心の電話相談室の運営
- (4) 教育の情報化に関すること。
- (5) 教育に関する図書及び教育情報の収集及び整備に関すること。
- (6) 機関誌、紀要、所報等の編集及び出版に関すること。
- (7) その他教育上必要と思われる事業に関すること。

(準用)

第12条 この規則に定めるもののほか、職員の服務については、他に特別の定めのある場合を除き、[可児市職員服務規程\(平成5年可児市訓令甲第7号\)](#)の例による。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

付 則(平成6年教委規則第10号)

この規則は、平成6年10月3日から施行する。

付 則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成7年教委規則第12号)

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

付 則(平成9年教委規則第3号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年教委規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則(平成11年教委規則第5号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年教委規則第7号)抄

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

I. 高校に行くということ

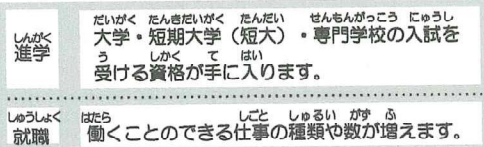
▼なぜ高校に行くのだろう。



高校は何をすることなんだろう。
なぜ高校に行くんだろう。

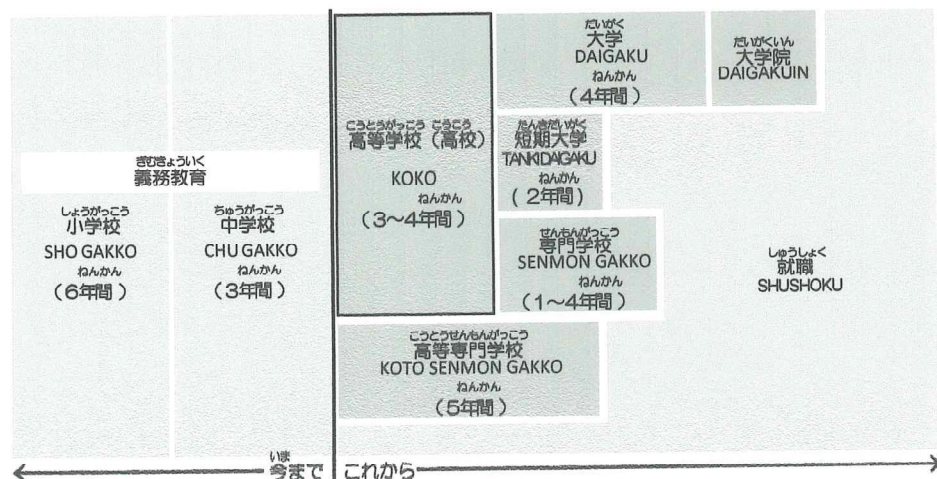
日本では大多数の中学生が高校に進学します。
高校に行くことは、自分の将来にとってどういう意味があるのでしょうか？

例えば、
高校を卒業することによって



皆さんは夢、目標を持っていますか？
その夢や目標を実現するには、どんなステップが必要でしょうか？

▼日本の教育制度



I. What does "Going to high school" mean?

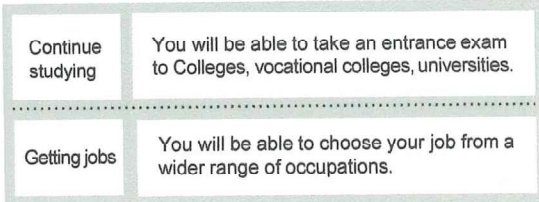
▼Why do we go to high school?



What do we do at high school?
Why do we go?

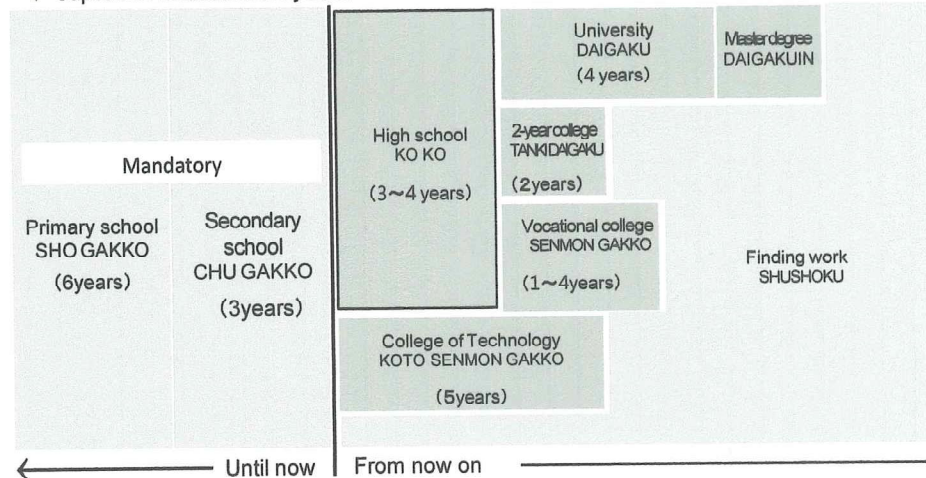
The majority of secondary students in Japan go to high school.
What does "Going to high school" imply? How does it influence your future?

For example,
if you graduate High school.....



Do you have dreams or goals for future?
What are the paths that you have to take to achieve your goals and dreams?

▼ Japanese Educational System



▼What are the differences between mandatory schools (primary and secondary schools) and high schools?

In Japan, a total of 9 years of primary and secondary school education is mandatory, but High school isn't. You can choose your High school, but you have to pass the entrance exam first. Even though you entered the High school, if you have low grades and have a poor attendance record, you may not be able to move up to the next year or graduate. To make your own dreams come true, which High school do you need to go to? Do you know how much knowledge/score you need in order to get into the school that you want to attend? Make sure you have enough information to make a wise decision!

▼義務教育と高校の違いは何だろう？

日本では、小学校から中学校までの9年間は義務教育ですが、高校は義務教育ではありません。
高校は学校を自由に選べますが、入るには入学試験に合格する必要があります。入学してからも、成績が悪かったり、欠席が多かったりすると進級や卒業ができないこともあります。夢を実現するにはどんな高校に入ればいいのか、希望の高校に入るにはどのくらいの学力が必要かなど、いろいろと情報を集めてください。

初期指導 日本語習得状況 Orientação Inicial Situação de Aprendizagem da Língua Japonesa

名前 _____

Nome _____

初期指導終了判定テストを行いましたので、結果をお知らせします。

Foi realizado o teste para determinar o término da Aula de Orientação Inicial, comunicamos o resultado.

下記の基準を満たしている場合は、初期指導（ステップ1）を終了し、在籍学級で勉強します。

Se enquadrando nos critérios abaixo citados, será dispensado das Aulas de Orientação Inicial (1º Passo), voltando a estudar na sala de aula em que está matriculado.

日本語指導（ステップ2）として、取り出し指導に切り替えます。

Passando então a ter aulas de reforço na Língua Japonesa (2º Passo).

◎ 日本語力習得状況テストの結果

Resultado do Teste de Compreensão da Língua Japonesa

点

pontos

初期指導教室での指導を終了します。

Término das aulas na sala de Orientação Inicial.

もう少しの期間、初期指導教室での指導を継続します。

Necessita continuar mais um pouco na sala de Orientação Inicial.

初期指導教室での指導を継続します。

Continuará na sala de Orientação Inicial.

○ 初期指導終了（合格）基準点

Término das aulas de Orientação Inicial (aprovação) pontos necessários

• 1年生 - (141点/235点中)

1ª série (141pts de 235pts)

• 3年生 - (157点/261点中)

3ª série (157pts de 261pts)

• 5年生 - (209点/261点中)

5ª série (209pts de 261pts)

• 中学生 - (209点/261点中)

Chuugakkusei (209pts de 261pts)

• 2年生 - (150点/249点中)

2ª série (150pts de 249pts)

• 4年生 - (183点/261点中)

4ª série (183pts de 261pts)

• 6年生 - (209点/261点中)

6ª série (209pts de 261pts)

◎ 日本の学校生活への適応状況

Adaptação a Vida na Escola Japonesa

十分適応できている Adaptação satisfatória

適応できている Adaptou-se

少し適応できている Adaptou-se um pouco

適応できていない Não se adaptou

※ 初期指導教室での指導期間

Período de aprendizagem na sala de Orientação Inicial

☆ 初期指導（集中指導）は、最長3か月までとし、延長は認めない。

A Orientação Inicial (aula intensiva) será ministrada por um período de no máximo 3 meses, sem direito a prorrogação.

上記の基準を満たさない場合、保護者の協力の下、日本の学校へ残すか、ブラジル人学校などへ変わるかを保護者が判断して決める。

Não se enquadrando em nenhuma das hipóteses, os pais deverão decidir se vão deixar a criança na escola japonesa e colaborar com a escola ou transferir para uma escola Brasileira.

序章 「日本語能力測定方法の開発」の背景と目的

1. 事業の趣旨

- ・公立学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人児童生徒に対する教育の充実が喫緊の課題となっています。
- ・日本語指導は、背景の異なる外国人児童生徒の日本語能力に応じて行うことは大切なことですが、具体的な言語能力のイメージが共有されているわけではありません。
- ・言語能力の測定方法においては、全国的に利用可能な汎用的な測定方法が開発されているわけではありません。
- ・教育現場におけるニーズ調査等を踏まえ、また、実証を重ねることにより、全国的にどの学校でも使用可能な日本語能力測定方法の開発が求められています。
- ・このような状況を踏まえ、「対話型アセスメント（略称「DLA」：Dialogic Language Assessment）」の開発に至りました。

※本事業は、文部科学省「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」の一環で、具体的名称は「学校において利用可能な日本語能力測定方法の開発（平成22～24年度）」です。

2. 外国人児童生徒の日本語能力測定方法を開発する上での諸課題

- ・現行の多くのテストは、編入時の初期指導の到達度評価が主流となっていて、児童生徒のその後の伸びの予測や、教科指導に直結する指導には必ずしもつながっていません。
- ・また、テストは、「文字、文法などの言語要素」に主眼がおかれ、めざすべき子どもの言語能力、具体的に何ができるようになるかという視点が共有されていません。
- ・現状のテストでは、児童生徒の母語をはじめ認知力の把握が困難なために、潜在的な能力を活用した指導がむずかしく、言語能力の測定も困難にしています。
- ・そこで、外国人児童生徒の言語能力を測定する場合、日本語能力のレベルのみならず、年齢にとまらぬ認知力の発達段階に考慮する必要があります。
- ・日本語能力は、母語、年齢、入国年齢、滞在年数（四大要因）による影響を受けるので、これらを考慮した測定ツールにする必要があります。

※本事業で自治体対象に実施したアンケート調査結果より。

3. 外国人児童生徒の言語能力観

- ・本事業では、子どもたちの言語能力を以下の3つの側面（カミンズ、2006の講演資料（中島・湯川訳）より）から把握し、測定ツールの開発の基本としています。

① **Conversational Fluency=CF（会話の流暢度）**：日常的な学校生活に必要な会話力で獲得に普通1～2年必要とされるもの

- ・よく慣れている場面で相手と対面して会話する力です。

- ・母語の会話の流暢度は、就学年齢4、5歳から8歳の間に高度に発達します。
- ・頻度数の高い語彙と簡単な文法構造の使用を含みます。
- ・第二言語学習者は、学校や周囲の環境を通して第二言語への接触を始めて1年ないし2年で流暢な会話力が伸びるのが普通とされています。

② Discrete Language Skills=DLS (弁別的言語能力)：個々の技能によって習得に必要な時間が異なる

- ・言語とリテラシーの規則的な側面。音韻意識（単語が弁別可能な音で成り立っているという認識）、フォニックス（音と文字との関係についての認識、文字を読み取る力）、文字認識、単文を形成する力（大文字や句読点に関する規則、スペリング、文法）、語彙、文法構造が主なものです。
- ・これらの技能は、次のいずれかの方法で獲得されます：(a)直接指導の結果、(b)読み書き活動の実体験を通して。
- ・音韻意識と文字を読み取る力、文字解読力は就学後2年ぐらいで獲得が可能だと言われています。したがって学校言語の初期の文字を読んで理解する力は母語話者とほぼ同じように進んでいくことが知られています。

③ Academic Language Proficiency=ALP (教科学習言語能力)：学年相当レベルに達するのに5年以上必要とされる能力

- ・ますます複雑になる話し言葉と書き言葉を理解し、かつ産出する力を指します。学年とともに、**日常会話ではほとんど聞くことのない低頻度の語彙**、複雑な構文や抽象的な表現などが出てきます。教科学習では（例：国語、社会、理科、算数・数学）、言語的にも概念的にも高度な文章を理解することが要求され、またそれらを正確に統合して使うことが必要とされています。
- ・**外国人児童生徒が母語話者レベルに追いつくのに、教科学習言語に接触してから少なくとも5年が必要だと言われています。**これは教科学習言語が複雑であると同時に、外国人児童生徒が、語彙、概念、読み書き能力が伸びつつある母語話者児童生徒に向かって追いつくことを強いられるからです。
- ・教科にかかわる読解力を伸ばすためには、弁別的言語能力を獲得する方法とは異なった指導法が必要です。特に、語彙や教科学習言語能力を伸ばすためには、読解力育成に焦点を当てた多読が必須です。

4. CF (会話の流暢度) ・DLS (弁別的言語能力) ・ALP (学習言語能力) の連続性と個別性

- ・1、2年も経てば、流暢な日本語を話し日常生活では問題のない子どもが、教科学習に困難を感じるのは、求められる日本語能力が異なることによります。
- ・日常会話では場面の助けによって日本語の習得が容易ですが、教科学習では書き言葉としての日本語能力に加え、教科固有の語彙や背景知識が求められるために、習得には時間がかかり、日本人児童生徒とは異なる方法で指導することが必要になってきます。
- ・上記の言語力は三者択一的な能力ではなく、場面依存度と認知力必要度の連続性の中に位置する言語能力で、特に教科学習には場面の助けのない高度な認知力を必要とします。

可 見 市 ば ら 教 室 K A N I

か に し がいこく こ まな おうえん
 可 見 市 だ け、外 国 に つ な が る こ ど も た ち の 学 び を 応 援 し て い ま す。



第1ばら教室KANI



第2ばら教室KANI
 (広陵中学校内)

- ・日本語や学校生活に不安がある場合、学校に在籍したまま通室することができます。通室期間は、出席あつかいになります。
- ・在籍校の先生と相談して、修了時期を決定し学校にもどります。



■連絡先(れんらくさき)、学習内容(がくしゅうないよう)など

	第1ばら教室KANI	第2ばら教室KANI(広陵中学校内)
TEL&FAX	0574-27-4343 090-3252-0871	0574-50-8611
住 所	可児市土田3795-3	可児市東帷子593
対応時間	月曜日～金曜日の8:30～17:00	月曜日～金曜日の8:30～17:00
学習内容	初期の日本語や日本の生活習慣を学びます。	レベルアップした日本語や日常生活を学びます。

■時間割(じかんわり)

第1ばら教室KANIの じかんわり		第2ばら教室KANIの じかんわり	
9:00までにとうこう		8:30までにとうこう	
あさのかい	9:10～9:35	あさのかい/あさのかつどう	8:55～9:35
1時間目(にほんご)	9:35～10:20	1時間目(にほんご)	9:45～10:35
2時間目(さんすう)	10:30～11:15	2時間目(さんすう)	10:45～11:35
3時間目(にほんご)	11:25～12:10	3時間目(にほんご)	11:45～12:30
きゅうしょく	12:25～13:10	きゅうしょく	12:30～13:10
ひるやすみ	13:10～13:30	ひるやすみ	13:10～13:30
そうじ	13:45～14:00	そうじ	13:35～13:45
4時間目(そうごう)	14:10～14:50	4時間目(そうごう)	13:55～14:45
かえりのかい	14:50～15:00	かえりのかい	14:50～15:10